

伊奈町内回遊イベント実施業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

伊奈町（以下、「町」という。）の観光資源である町の花・バラや郷土の偉人である伊奈備前守忠次公等を活かし、交流人口及び関係人口等を創出・拡大する取組として、伊奈町内回遊イベント（以下、「回遊イベント」という。）を実施するものとする。また、回遊イベントの実施にあたっては、これまで町のイベント等で活用実績のなかったVR（仮想現実）、AR（拡張現実）等のXR（クロスリアリティ）コンテンツを取り入れるとともにPR等において関係機関等と連携を図ることで町への来訪、誘客効果を最大限に発揮できる事業とする。

本業務は、ウィズコロナ、アフターコロナにおける町のシティプロモーションの推進及び観光振興のため、既存の観光資源に加え、多様な地域資源を活用した魅力を町内外に発信するとともに、活力ある地域社会を実現するための元気なまちづくりに向けた回遊イベントの実施を行うことを目的とする。

2 業務委託の概要

(1) 業務の名称

伊奈町内回遊イベント実施業務

(2) 業務の内容

伊奈町内回遊イベント実施業務仕様書（別紙）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

(4) 委託金額の上限

28,825,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案内容に関わらず、この上限額を超えた提案は失格とする。

※この金額は、契約予定額を示すものではない。

3 選定委員会

本業務の審査は、伊奈町内回遊イベント実施業務受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同事業体とし、以下の全ての条件を満たすものとする。（共同事業体の構成員も含む。）なお、共同事業体で参加する者は、代表企業を定めること。

また、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 伊奈町暴力団排除条例（平成24年伊奈町条例第25号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 業務遂行中の円滑な連絡調整及び緊急時の迅速な対応が行えるよう、町と同一の県または隣接する都県に本社または支所、営業所を有していること。

5 選定スケジュール

令和4年4月22日（金）	募集開始
令和4年5月13日（金）	参加申請書の提出期限
令和4年5月18日（水）	質問の受付期限
令和4年5月23日（月）	質問の回答予定日
令和4年6月7日（火）	企画提案書等の提出期限
令和4年6月中旬から下旬	選定委員会（プレゼンテーション）
令和4年6月下旬	審査結果の通知

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

6 要領等の配布

実施要領、仕様書、様式等の配布方法は、町ホームページへの掲載とする。

7 プロポーザル参加申請の方法

このプロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類を提出すること。

- ・参加申請書（様式1）（共同企業体の場合は（様式2））
- ・会社概要（様式3または任意様式も可とする）
- ・業務実績書（様式4または任意様式も可とする）
- ・法人の登記事項証明書
- ・直近の3決算年度の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）
- ・法人税、法人市町村民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年間）

- (1) 提出期限 令和4年5月13日（金）午後5時15分まで【必着】
- (2) 提出先 伊奈町元気まちづくり課シティセールス観光係
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 電子メール（持参又は郵送も可）

※電子メールによる場合は、送信後、必ず電話にて確認すること。

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

8 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書（様式5）を提出する。なお、企画提案の審査に係る質疑については受け付けない。

(1) 提出期限 令和4年5月18日（水）午後5時15分まで【必着】

(2) 提出先 伊奈町元気まちづくり課シティセールス観光係

(3) 提出方法 電子メール

※送信後、必ず電話にて確認すること。

(4) 回答方法 質問者を伏せたうえで参加申請者全員に対し、メールにて回答する。

(5) 回答予定日 令和4年5月23日（月）

9 企画提案書の提出

企画提案書は以下に示す期限までに提出すること。

(1) 提出期限 令和4年6月7日（火）午後5時15分まで【必着】

(2) 提出先 伊奈町元気まちづくり課シティセールス観光係

(3) 提出部数 各12部（任意様式）

※A4サイズ20枚以内とする。（両面の場合は10枚以内）

(4) 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

10 企画提案書の記載内容

「12 選定等（5）審査基準」を参考に次の内容を記載すること。

(1) 業務実績

①同種（回遊イベント、XRコンテンツ）業務の実績（過去5年（平成29年度以降）の実績及び今年度執行中の業務）

(2) 業務遂行能力

①実施体制（適切な人員配置及び役割分担等）

②実施管理者及び主要スタッフの適性（過去5年（平成29年度以降）の同種業務の担当実績、今年度執行中及び執行予定の業務）

(3) 企画提案内容について

①業務実施方針（仕様書の内容に沿ったものか、業務遂行へのアプローチ及び広報手法）

②業務実施計画（スケジュール、回遊イベントコンテンツの内容、町内資源の活用、XRコンテンツの内容、）

③実現可能性（提案内容が実現可能性の高いものか）

(4) 提案見積金額について

①見積書及び見積内訳書（任意様式）

1.1 プロポーザル参加の辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式6）（共同企業体の場合は（様式7））を提出すること。

辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

(1) 提出期限 令和4年5月27日（金）午後5時15分まで【必着】

(2) 提出先 伊奈町元気まちづくり課シティセールス観光係

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 電子メール（持参又は郵送も可）

※電子メールによる場合は、送信後、必ず電話にて確認すること。

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

1.2 選定等

(1) 選定方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを踏まえ、提出書類を総合的に審査し、選定委員会の委員による採点を行い、受託候補者を選定する。なお、審査は非公開とする。

① 各選定委員は、次の「(5) 審査基準」により評価を行い、企画提案者ごとの合計得点を算出する。

② 各選定委員が企画提案者ごとに合計得点を算出した結果を基に順位をつけ、最も多く1位を獲得した者を候補者とする。また、1位の数が同数の場合は、提案見積金額の低い企画提案者を候補者とする。なお、提案見積金額が同額の場合は、各選定委員の評価点数の合計が最も高い者を候補者とする。評価点数の合計が同点の場合は、選定委員会の委員長が決することとする。

③ 上記の候補者決定において、次点となった企画提案者を補欠候補者とする。補欠候補者とは、候補者が町と契約するまでの間に失格、辞退等があった場合に候補者となるものである。

④ 合計得点はプレゼンテーション及び質疑応答の参加委員（リモートによる参加を含む）の評価総計点の6割以上でなければならない。合計得点がこの基準に達しない場合は、候補者又は補欠候補者とししない。

⑤ 企画提案者が1社の場合は、評価点の合計が満点の6割以上である場合に、受託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション実施日

令和4年6月中旬から下旬

※会場、時間等の詳細は別途通知する。

※なお、希望によりリモートでのプレゼンテーションも可とする。リモートによる参加希望の場合は、別途通知する実施日の5日前（土日・祝日を除く）までに元気まちづくり課シティセールス観光係へその旨を連絡すること。また、町の決定によりリモートのみでの開催となった場合には、それに応じるものとする。

(3) 時間配分

各事業者の持ち時間はプレゼンテーションの時間を25分以内（映像コンテンツを5分程度含むものとする。）とし、質疑応答の時間を10分程度とする。ただし、企画提案者数などにより変更する場合がある。

また、リモートによる参加において、通信の障害による遮断等が発生した場合は、時間の計測を一時停止し、復旧した時点で再開するものとする。

※プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明すること。ただし、映像コンテンツは除くものとする。なお、資料の追加提出は認めない。

※プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等は、町で用意するが、使用する機器については、事前に元気まちづくり課シティセールス観光係に連絡すること。

※プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(4) 出席者

選定委員会に出席できる者は4人以内とする。リモートによる場合についても同様とする。

(5) 審査基準

別紙1のとおり

(6) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に対して文書で通知する。

※通知予定日：令和4年6月下旬

1.3 企画提案書等の無効または失格

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効または失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プロポーザルに参加しない場合
- (4) 不正行為が認められた場合
- (5) 参加資格要件を満たさない場合
- (6) 見積額について委託金額の上限を超える提案がされた場合

1.4 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を町に請求できない。

1.5 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (3) プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。ただし、企画提案者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは除く。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 電子メールの通信事故及び郵便事故等について町はいかなる責任も負わない。
- (6) 審査結果は町ホームページに公表する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1.6 書類提出及び問い合わせ先

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地

伊奈町元気まちづくり課シティセールス観光係

TEL：048-721-2111

FAX：048-721-2136

Email：citysales@town.saitama-ina.lg.jp

別紙1 (12 (5) 審査基準)

審査項目 (得点配分)	審査事項		評価 得点
1 趣旨の理解 (5)	①趣旨の理解	本業務の目的を理解した内容となっているか。	5
2 会社状況 (12)	情報セキュリティ 体制	情報保護機密性、情報漏えいの防止を保持できる体制が整備されているか。(様式3)	4
	流動比率	資金の安全性、効率的運用に問題はないか。(様式3)	4
	自己資本比率	資本は安定しているか。(様式3)	4
3 業務実績 (8)	①業務実績1	過去5年間に同種の2か月以上の実施期間を設定した回遊イベントを実施した実績があるか。(様式4)	4
	②業務実績2	過去5年間に同種のXRコンテンツを制作した実績があるか。(様式4)	4
4 業務遂行能力 (10)	①実施体制	本業務に関する適切な人員配置及び役割分担が妥当か。進捗確認など町との連絡・調整が速やかに行える体制か。また、問題発生時の適切な対応が考慮されているか。	5
	②実施管理者、主要スタッフの適性	過去5年間に同種業務を担当した実績があるか。	5
5 企画提案内容 (40)	①業務実施方針	仕様書の内容に沿った具体的な提案となっているか。	5
		目的を達成するための業務遂行へのアプローチ及び広報手法は的確かつ具体的か。	5
	②業務実施計画	1. スケジュール ・各業務の内容、スケジュールは適切か。 ・無理なく実施できる計画となっているか。	5
		1. 回遊イベントコンテンツの内容 ・伊奈町の魅力を伝える内容となっているか。 ・ストーリー性のある内容となっているか。	5
		・町内経済の活性化に資する内容となっているか。	5
		1. XRコンテンツの内容 ・XR技術の特性を活かしたストーリー性のあるオリジナル且つ臨場感のある展開・構成となっているか。 ・回遊イベントと連動したコンテンツとなっているか。	5
		・本業務終了後も活用できるコンテンツとなっているか。	5
③実現可能性	提案内容が実現性の高いものとなっているか。	5	
6 提案見積金額 (15)	最低見積金額/提案見積金額×15点 ※見積金額は税込額で計算し、小数点以下四捨五入。 ※最低見積金額…各企画提案者のうち、最も低い提案見積金額		15
	合計		90